

## 特定投資家制度に係る 「移行期限日」についてのお知らせ

当金庫では、特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の間の移行のお申し出に対する期限日を、移行の承諾を行った日の後最初に到来する下記日付を期限日とさせていただきます。

**期限日：8月31日**  
(休日の場合は前営業日)

期限日を過ぎると、更新のお申し出のない限りは移行前の特定投資家(プロ)、一般投資家(アマ)としてのお取扱いに戻ることとなります。移行を継続する場合は、再度所定の手続きをとる必要があります。

### 特定投資家制度とは

平成19年9月30日施行の金融商品取引法では、その知識・経験・財産の状況から、お客様を「特定投資家(プロ)」と特定投資家以外の「一般投資家(アマ)」に区分されました。

#### 「特定投資家(プロ)」と「一般投資家(アマ)」の区分

お客様	区分
適格機関投資家等(一定の金融機関、国、日本銀行等)のお客様	常に「特定投資家」に区分されます。 (一般投資家への移行はできません。)
地方公共団体、特殊法人・独立行政法人、上場会社、資本金5億円以上の株式会社等の法人のお客様	「特定投資家」に区分されますが、お客様のお申出により、「一般投資家」への移行が可能です。
上記、以外の法人のお客様 一定の要件を満たす個人のお客様	「一般投資家」に区分されますが、お客様のお申出により、「特定投資家」への移行が可能です。
上記、以外の個人のお客様	常に「一般投資家」に区分されます。 (特定投資家への移行はできません。)

上記の分類には、詳しくは、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立される法人(特殊法人および独立行政法人) 投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、資産流動化法に規定する特定目的会社、上場会社、資本金5億円以上であると見込まれる株式会社、金融商品取引業者(適格機関投資家を除く。)、適格機関投資家等特例業務届出者である法人、外国法人が該当することとされております。

#### 「一般投資家」に該当する場合

当金庫が金融商品を販売・勧誘するにあたり、当金庫に対する十分な行為規制が課されることにより、お客さまの保護が図られます。

#### 「特定投資家」に該当する場合

当金庫に対する行為規制の一部の適用が除外されます。